

きらめく水しぶき

県カヌー選手権大会



時には荒々しい姿を見せる清流日野川

西日本から集まった選手がその腕を競う、第25回鳥取県カヌー選手権大会が、4月27日、日野川のカヌーの里特設コース(下榎)で開かれました。今回の大会には、県内をはじめ、西日本各地から集まった約60人の選手が参加、スラロームとワイルドウォーターの2種目が行われました。当日は川の水量も多く、淵や急流など、変化に富んだコースで見ごたえ十分。選手らは水しぶきを上げながら豪快に漕ぎ下り、観客を楽しませました。

日野町からは小学生2人が出場したほか、日野高校の福本かな子選手がワイルドウォーターの部で準優勝する健闘を見せました。

一面がピンク色に

滝山公園(つづじまつり)

滝山公園(中菅)に春を告げる恒例イベント、つづじまつりが、4月20日から5月6日まで開かれました。ツツジとサクラの名所として有名な同公園には、期間中県内外から多くの行楽客が訪れ、ピンクに染まる山々を眺めながらの散策を楽しんでいました。期間中は公園内の売店や露店も開かれにぎわっていました。また、この3月には、観光開発事業として、黒坂地区商工振興会が公園内駐車場付近にサトザクラ40本余りを植樹、さらに華やかな公園になりました。



約3万本のミツバツツジが満開に

遠いふるさとに思いをさせて

一ひの奥渡会 大阪城花見会

関西地区在住の奥渡地区出身者で結成されている「ひの奥渡会」が、4月13日に大阪城で開いた花見会の様子、会員の木山久嘉さん(兵庫県三田市)にお便りいただきましたので紹介します。

桜散る花に春を惜しみつつ、若葉の光さわやかな大阪城公園内に薄い日がさしている朝、友人と場所を確保し、白山夫婦もはせ参じていただき、11時には顔ぶれがそろった所で開宴。

今年も景山町長、日野総合事務所所長の山根主幹、遠藤さんに鳥取から自費で参加をいただきました。また、ひの郷会の森田会長、幸地役員さんらも加わって、総勢36名の集いで、年齢は10代から70代までですが、高齢化で60・70代が大半です。

公園の桜は散っていますが、故郷の言葉で話の花は満開でした。

また、お土産として風月堂の一栗まんじゅうをいただき、懐かしい味を賞味させていただきました。店が復興されたとのこと、立ち寄ってみたいです。

各自持参の料理は毎年、ワサビ、ワラビ、タラの芽、タケノコなど

の各料理が田舎風でおいしく、酒も弾みました。最後に、景山町長の「日野町は元気で頑張っています」の言葉を聞いたら、我が故郷、山野の雄々しさを思い浮かべ帰省を考えた所です。

木山さん、お便りありがとうございました。



毎年開かれている恒例の花見会

登山シーズン到来

宝仏山山開き



厳かに神事が行われる

まちの最高峰、宝仏山(標高1005メートル)の山開きが、4月29日、登山道入口となる町歴史民俗資料館前で開かれ、県内外からの登山客ら約50人が参加しました。

山開きでは、山の安全を願う神事のもと、主催者ごうぎんすぎの子会の眞賀宏忠会長が、「毎年遠くから登山に来ていただきうれしい。登山道はけわしく景色も良くないが、頂上ではすばらしい景色が迎えてくれます。十分に自然を楽しんで頂上を目指してください」とあいさつし、登山客らは頂上へと出発しました。

また、今回は歴史民俗資料館友の会による休憩所なども開かれ、登山客の疲れを癒やしていました。

3チームでリーグ戦

日野郡少年野球日野町大会

4月29日、第31回日野郡少年野球日野町大会(郡少年野球連盟ほか主催)が、日野中学校グラウンドで開かれました。

この大会には、郡内3つの少年野球チームが出場し、総当たり戦を行いました。

日野町から出場した根雨スポーツ少年団は、第1試合で日南オールスターズと対戦、8対9で惜しくも敗れましたが、チロルジュニア江府との2回戦では16対0の大量得点でみごと勝利、最終結果は準優勝となりました。



大量に得点を奪う根雨ナインたち

火災通報時の緊急放送について

通報を受け町では緊急放送
消防団員召集を第一に

町では、町内で火災通報があった場合、サイレンと防災無線の緊急放送で火災発生をお知らせしています。

なお、通報が誤報だった場合もあります。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、緊急放送は消防団員を緊急召集することを目的としていますので、ご理解くださいますようお願い

いたします。

火災が起きたときや救急車を呼ぶときなど、119番に通報するときは、慌てず落ち着いて、自分の名前・住所・電話番号、現場の場所や目撃物、▼起きている状況を係員に伝えてください。



5月30日～6月5日は 日野町不法投棄防止強化週間

町では、「不法投棄をしない、させない」をスローガンに、5月30日から6月5日までの一週間を、「日野町不法投棄防止強化週間」に決めました。期間中は、町内の不法投棄のポータルなどを強化し、不法投棄の発見・防止に取り組みます。

不法投棄は犯罪です

不法投棄をすると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年

以下の懲役もしくは1000万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。不法投棄はれつきとした犯罪です。不法投棄を見つけたら、役場または警察に通報しましょう。

不法投棄を見つけたら

役場産業振興課(電話72 2101)
または、黒坂警察署(電話74 0110)まで通報してください